

業務指示書

ケニア国モンバサ経済特区開発事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月12日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾計画・整備/ 経済特区開発計画・整備に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経済特別区開発】

- 1) 類似業務の経験：経済特別区開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施設計画（電力供給）】

- 1) 類似業務の経験：施設計画（電力供給）に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年10月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.0207 円, US\$1 = 102.129 円, EUR1 = 114.257 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 11月 2日(水) 16:00 ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 本部 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／港湾計画
経済特別区開発
施設計画（電力供給）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.64 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月25日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ケニア国モンバサ経済特区開発事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/港湾計画	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 経済特別区開発	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施設計画（電力供給）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ケニア政府は産業育成や雇用創出による貧困削減及び経済開発の観点から、海外直接投資の誘致を重視しており、経済特区（SEZ）法の整備やSEZ庁の設立の準備を進めている。国家開発計画「Vision 2030」においても経済開発は3本柱の一つに据えられており、「ドンゴクンドウ*の自由貿易港の建設」及び「SEZ 開発」が優先事業として位置付けられている。ウガンダやルワンダに続く北部回廊の起点であり、かつケニア唯一の国際貿易港を擁するモンバサは、ケニア政府によりSEZ建設候補地として指定されていることから、ケニア政府の要請に基づきJICAは技術協力「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」（以下、「モンバサSEZ M/P」という。）を実施した（2015年9月に完成）。モンバサSEZ M/Pでは、モンバサのドンゴクンドウ地域に2020年までにSEZを建設するために必要なインフラとして、電力、上下水道、排水、道路、港湾等が特定されているが、SEZの機能の発現のためには他のインフラと比較して工期の長いインフラ建設への早期着手が必要である。係る背景により、「モンバサ経済特区開発事業」（以下、「本事業」という。）では、港湾及び関連インフラの整備を協力対象とすることが求められており、その他の周辺インフラについては日本政府による無償資金協力、ケニア政府の自己資金、他ドナーによる支援及び民間投資による整備が行われる予定である。なお、モンバサ港の取扱貨物量（コンテナ含む）は今後さらに増加が見込まれているが（2015年：1,879万トン・2020年：2,690万トン・2025年：3,600万トン）、既存の港湾施設に円借款「モンバサ港開発事業」のフェーズ1（2007年承諾。2016年完工済。）及びフェーズ2（2015年承諾）で整備される予定のコンテナパースNo.20~22を加えても2025年にはモンバサ港の貨物取扱容量が不足すると予測されている（「モンバサ・ドンゴクンドウ港開発計画策定支援プロジェクト」。以下、「モンバサ港 M/P」という。）。従って、本事業はモンバサ港の貨物取扱能力の更なる増強に貢献する開発事業としても期待されている。

*ドンゴクンドウ：モンバサ港南岸に位置する、モンバサSEZ建設予定地。

2. 業務の目的

本業務は、モンバサ港南岸に位置するドンゴクンドウ地域において、ケニア初の経済特区を早期に具現化するために必要とされる周辺インフラのうち、早期着手が必要な（港湾を含む）基礎インフラの整備について、円借款案件としての実現可能性を検討する上で必要な情報の収集、代替案の検討を含む事業の

妥当性、事業に伴い発生する社会・環境への影響、事業スコープ・事業費、及び事業効果を確認することを目的とする**。

**本業務の中で、Feasibility Study (F/S)レベルの調査を行うコンポーネントは以下の3つを想定している。

- ① 港湾（対象：バース1）
- ② 電力供給施設（対象：SEZ外にある既存の電力施設からSEZの入口まで）
- ③ 給水施設（対象：SEZ外にある既存の上水施設からSEZの入口まで）

3. 業務対象地域

モンバサ市（人口約106万人、面積295平方Km）

4. 相手国実施機関

- ✓ 運輸・インフラ・住宅・都市開発省（Ministry of Transport, Infrastructure, Housing and Urban Development）（以下、「運輸・インフラ省」という。）
- ✓ 産業・貿易・組合省（Ministry of Industry, Trade and Cooperatives）（以下、「産業・貿易省」という。）

5. 業務の範囲

コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために「6. 業務実施上の留意事項」「7. 業務内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「8. 成果品等」に示す報告書を作成して先方実施機関に提出する。

6. 業務実施上の留意事項

（1）円借款検討資料としての位置付け

本業務の結果は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際、その検討資料として用いられることになる。本業務で取りまとめる事業内容は、JICAによる円借款審査の参考資料として取り扱われることになるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で十分にJICAと協議すること。また、本業務で検討・策定した事項が、ケニア関係機関への一方的な提案とならないように、ケニア関係機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。ただし、本業務は円借款供与を約束するものではないことに留意し、ケニア関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないようにすること。

（2）モンバサ経済特区開発の全体計画の作成

モンバサ SEZ M/P で特定されたモンバサ SEZ を設立する上で必要不可欠な周辺・基礎インフラをレビューし、同 SEZ の早期実現に向けて、無償・有償資金協力、更には、民間投資の対象スコープ及び実施スケジュールの提案を行う。現在想定されている無償・有償資金協力の対象スコープは以下のとおり。

ア 浚渫

イ パースの建設

ウ その他、モンバサ SEZ（フェーズ 1 部分。100ha 強の開発を予定）を稼働させる上で必要最低限の周辺インフラ（道路、排水、電力供給施設、給水施設、一部 FTZ の造成等）

（3）日本技術の活用及び技術移転の検討について

日本技術を活用することによる事業効果の発現及び付加価値の向上を積極的に検討すること。また、実施機関の関心が高い本事業を通じた技術移転についてもプロポーザルの中で提案すること。

（4）モンバサ SEZ 開発に係る日本・ケニア政府間の調整委員会の協議状況のフォロー

モンバサ SEZ の開発について議論することを目的として、両政府関係省庁で構成される調整委員会（仮）が数か月に一度の頻度で開催される予定。本業務を実施していく過程で確認された諸課題については、同委員会における議論で取り上げることも考えられるため、必要に応じ同委員会のメンバーへの報告を行う等、関係者との情報共有を適切に行うこと。また、同委員会における議論の結果、JICA と協議の上、調査方針の変更等もあり得ることを予め承知しておくこと。

（5）モンバサ SEZ 進出を検討する民間企業との情報交換

モンバサ SEZ 開発が本格化すれば、日本企業を含む民間企業からの照会事項が増えることが予想される。モンバサ SEZ 開発を民間セクターにとって魅力あるものにしていくためにも、本業務の関連団員については、これら民間企業からの問い合わせに可能な限り応じることとする。また、必要に応じて民間企業向けの説明会等も日本やケニアにて開催することとする。

（6）モンバサ SEZ の事業実施体制の検討

SEZ の監督省庁は産業・貿易省であり、今後ケニア国会にて経済特区（SEZ）法細則の承認がなされたのち、産業・貿易省のもとに SEZ を管理する SEZ 庁が新設される予定。また、港湾の監督省庁は運輸・インフラ省及びその傘下のケ

ニア港湾公社（KPA）である。モンバサ SEZ 及びその周辺インフラ（港湾含む）の建設・運営・維持管理を担う実施機関の特定、これらの機関に必要とされる人員・体制の確認、及び能力強化策については協力準備調査の中で確認・整理する。

（7）環境社会配慮

環境社会配慮の観点から、用地取得の有無と規模、及び事業予定地の露天商や非合法住民等の有無を確認し、必要に応じて、補償や生計回復支援を検討すること。事業内容の計画の変更に伴い環境カテゴリが A になった場合、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき必要な調査・手続きを行えるような人員配置計画とするべく、契約変更により対応することとする。

7. 業務内容

（1）「モンバサ SEZ M/P」及び「モンバサ港 M/P」のレビュー

モンバサ SEZ M/P にて提案された開発計画及び実施・運営管理計画、及びモンバサ SEZ のフェーズ 1 対象事業として提案された事業内容、更には、モンバサ港 M/P にて提案されたモンバサ港全体の需要予測及び港湾運営計画について、早期にモンバサ SEZ を操業させるという観点からレビュー・整理・アップデートを行う。その際には、以下の点にも留意する。

- ア 既存及び計画・構想中の他の道路との交差方法・接続方法
- イ 影響住民を最小限にする方法
- ウ 土地利用計画やその他都市計画上の規制との整合性

（2）最新のケニア政府・他ドナーの持つ SEZ 開発、その中でも特にモンバサ SEZ 開発に係る事業・計画・調査の内容の把握

最新のケニア政府・他ドナーの持つモンバサ SEZ 開発に関係する計画・調査・関連事業の内容（特に、SEZ 庁の設立支援等のソフト部分、及びモンバサ都市の給水・電力供給事業等の周辺インフラ部分）と本事業の整合性を確認する。

（3）SEZ 関連法規則の確認

東アフリカ共同体（EAC）レベル及びケニア国内レベルの SEZ 関連法規則の整備状況を確認し、必要な提案があればそれらを整理した上で、EAC 及び産業・貿易省に提示する。

（4）必要な組織体制及び支援案の検討

モンバサ SEZ を設立・運営する上で必要な組織体制の確認及び組織運営体制

の構築支援案を検討する。

特に、SEZ 庁の構築支援部分については、以下の点を検討した上で、SEZ 庁に必要な SEZ の設立・運営に係る能力強化や技術移転を確認・提案する。また、本業務の実施期間中は、関連団員によるモンバサ SEZ の企画・運営全般に係る助言や必要な技術移転を行うこととする。

- ア 同庁による企画・運営・予算管理全般
- イ 同庁による（民間ディベロッパーに対する）投資認可業務
- ウ 同庁による投資認可後の入居企業のモニタリング・フォローアップ体制
- エ 同庁による情報管理体制
- オ 同庁による資金管理・会計管理体制
- カ 同庁の投資家向け相談窓口・広報体制
- キ 同庁による輸出入・税関・物流管理体制

また、港湾部分については、実施機関の維持管理・運用保守に係る過去の実績をレビューしつつ、以下の点を検討した上で、実施機関に必要な港湾等のメンテナンスに係る能力強化や技術移転を確認し、本事業に最適な維持管理・運用保守計画を作成・提案する（含む費用概算）。

- ア 管理・運営体制等の検討
- イ 調達パッケージの検討
- ウ 官民分担案の検討（複数の代替案を含む）
- エ 評価手法・指標等の検討
- オ 財務内部収益率（FIRR）の検討
- カ 代替案の評価の実施

（５） 資金協力対象インフラ部分に係る自然条件調査の実施

以下の調査を実施する。自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。なお、以下の項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。（ただし、SEZ M/P 及び港湾 M/P で実施した自然条件調査と重複のないよう留意する。）

- ア 地質・土質調査（注１）
- イ 地形調査（注２）
- ウ 水文・水質調査
- エ 深淺測量・底質状況・流況（波浪・潮流・潮位等）調査

(注1) 地質・土質調査を実施し、構造物等設計に必要な地質条件について確認する。また、ブラック・コットン・ソイルの分布状況も確認する。

(注2) 図面作成及び用地取得範囲の検討を目的として、縦断測量、横断測量を実施する。その際には、既存資料を収集して活用する。

(6) 泊地・航路埋没予測（ただし、予測が必要な場合のみ）

本事業の中で港湾建設を行うことを前提に、KPA が持つ既存の資料やデータ等を活用しつつ、必要な場合は泊地・航路埋没予測を行う。

(7) モンバサ経済特区開発の全体計画の作成

モンバサ SEZ M/P で特定されたモンバサ SEZ（特にフェーズ1部分）を設立する上で必要不可欠な周辺・基礎インフラをレビューし、同 SEZ の早期実現に向けて、無償・有償資金協力、更には民間投資の対象スコープ及び実施スケジュール全体の提案を行う。

(8) 事業スコープの確認及び設計方針の検討

ア 優先プロジェクトに係る資金調達計画（円借款・自己資金等）を先方実施機関に確認し、基本設計の対象とする円借款対象事業のスコープを確認する。
イ 設計基準及び設計条件等を設定し、当該事業に係る設計方針を提案し、ケニア側の合意を得る。

(9) ステークホルダー会議の実施支援

代替案の作成・評価の段階から周辺住民を含むステークホルダーからの意見聴取を行い、事業計画に反映させることを目的としてステークホルダー協議開催に必要な支援を行う。特に用地取得については早期からステークホルダーへの周知及び検討依頼が必要であることから、本業務の初期からステークホルダーの巻き込みに着手し、またステークホルダーの選定に当たっては実施機関と十分に協議する（注3）。

(注3) (10) の環境社会配慮調査の過程でステークホルダー会議の開催が必要になる可能性もあることから、その点に留意しつつ、(9) の調査工程を組むこととする。

(10) 環境社会配慮調査の実施

ア 本事業建設予定地の土地確保状況及び必要な住民移転の有無を確認する。住

- 民移転の規模が大規模（およそ 200 人）である場合は環境カテゴリ A への変更を検討する必要があることから、速やかに JICA に報告する。
- イ 本業務における調査の範囲は、事業スコープと同範囲とするが、港、電力、水それぞれについて、個別に影響予測・評価を行う。また、「モンバサ港周辺道路開発事業」で建設される予定の道路からドンゴクンドゥ地域の港湾に繋がるアクセス道路は本事業の範囲には含まれないが、本事業による間接的な影響が想定されることから、合理的な範囲内で影響予測の対象とする。ただし、別途アクセス道路事業のために行われる調査の進捗と調整が必要。
- ウ 本事業に関し、土地の現所有者である KPA がケニアの法令に基づいて環境影響評価（Environment Impact Assessment、以下、「EIA」と言う。）を実施済み。同 EIA をレビューし、必要なインプット・改訂を行う。また、同 EIA の関連省庁への提出・リバイス等に必要な支援を行う。
- エ 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）（以下、「JICA 環境ガイドライン」と言う。）に基づき、上記 EIA レビュー結果により必要に応じて、環境社会配慮面からの代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策及びモニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。
- オ 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。
- ① ベースとなる環境社会の状況の確認（モンバサ SEZ 全体（フェーズ 1～3 対象地域含む）の汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
 - ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認（女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援）
 - ・ 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・ JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）とのかい離とその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
 - ③ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施。EIA レ

ビューの結果により、JICA 環境ガイドラインとのかい離がある場合は、EIA レビューのみならず、補足的な調査の上スコーピングを行う。

- ④ 影響の予測（EIA レビュー、及び、必要に応じて補足的な調査の上予測を行う。）
- ⑤ 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない案」を含む）の比較検討（④の影響予測に基づいて影響評価を行う）
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）（案）の作成（EIA レビューの結果により、修正等でも可）
- ⑧ ジェンダーの視点を取り入れた環境インフラ設計の検討
- ⑨ 予算、財源、実施体制の明確化（EIA レビュー結果により、必要な提案を行う）

カ 簡易住民移転計画の作成支援

JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(1)～(12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインとのかい離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者

の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策

- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略作成にあたっては、実際に、住民説明・協議の開催支援も行うこと。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(11) 基本設計、施工計画、及び用地取得計画の作成

本事業の対象となるコンポーネントについて、Feasibility Study (F/S)レベルの基本設計等を行う。現在想定しているコンポーネントは以下の通り。その際には、現地の治安状況やジェンダー等への配慮を設計内容に反映する。

- ア 港湾設計
- イ 港湾施設設計
- ウ 電気施設設計
- エ 送電網設計
- オ 貯水池設計
- カ 送水網設計
- キ 数量計算表作成
- ク 単価調査及び材料調査報告書作成
- ケ 施工計画、工程、工事資材、及び工事重機調達計画策定
- コ 用地取得計画作成

サ JICA の定める調達手段標準スケジュール、工程を踏まえた全体工程表の作成

(12) コンサルティングサービスの内容の提案

案件監理等、本事業の実施段階で必要となるコンサルティングサービスの内容、規模 (M/M) 及び工程を提案する。

(13) 港湾及び電力施設等の基礎インフラを含む構造物の概略事業費の積算

本事業の概略事業費を以下に従って積算する。

ア 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せずに別資料とする。

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション及び予備費
- ③ 建中金利
- ④ コンサルティングサービス
- ⑤ その他 1 (融資非適格項目)
 - a. 用地補償等
 - b. 関税・税金
 - c. 事業実施者の一般管理費
- ⑥ その他 2
 - a. 完成後の委託保守費
 - b. 移転地整備にかかる費用
 - c. 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用 (該当する場合)
 - d. 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

イ 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

ウ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月版) を参照する。

エ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を行うこと。

(14) モンバサ SEZ のビジネスプランのレビュー及びアップデート

産業・貿易省にシャトルで派遣中の産業政策アドバイザー（2015 年～2017 年。JICA 専門家）の作成したモンバサ SEZ に係るビジネスプランのレビュー及びアップデートを行う。その際には、(1) でレビュー・整理・アップデートされたモンバサ SEZ の開発計画を民間ビジネスとして実施するための計画づくりとなるよう留意する（本ビジネスプランについては、民間投資家による投資検討に資する内容とすること）。想定される主な項目は以下のとおり。

- ア 事業ストラクチャー
- イ 各区域の収入見通しとその妥当性
- ウ 各区域の販売価格とその妥当性
- エ 事業費積算
- オ 資金調達計画
- カ 初期投資費用とその妥当性
- キ 事業期間中の資金計画、経済・財務分析
- ク リスク分析/ 対応策
- ケ スポンサー候補
- コ 運営・管理上の留意点
- サ その他（例：官民の役割分担案）、他

(15) 需要予測、経済分析、及び運用効果指標の提案

- ア 需要予測
モンバサ SEZ M/P でなされた将来のモンバサ SEZ の需要予測のレビュー及びアップデートを行う。
- イ 経済分析
本事業の経済評価指標としての内部収益率（EIRR 及び FIRR）計算の基となる投資費用、運用費用及び便益について、ケニア国関係者等と、費用・便益項目、値（金額）、値の算出根拠を協議の上、EIRR 及び FIRR を算出する。なお、IRR の計算においては、将来的な為替リスクも踏まえた感度分析も行う。
- ウ 運用効果指標の設定
本事業の評価に当たっては 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評

価する。定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、事業完成後約2年をめどとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数を算出する。なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①一般貨物量（トン）、②入港船舶総トン数（年間）等を想定している。

（16）事業実施体制の確認

- ア 事業実施機関である運輸・インフラ省（傘下のKPA含む）及び産業・貿易省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業を実施する上で実施機関として必要な能力強化があれば提案を行う。また完工後の管理運営主体と移管が生じる場合はその手続きについて確認する。
- イ 本事業の調達契約方式、工事パッケージ、及び実施機関側の人員配置体制を提案する。

（17）コスト縮減策の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途JICAが指示する様式にとりまとめ、提出する。

（18）リスク管理シートの作成

昨今、円借款事業にて想定する開発効果の発現を確保するため、円借款案件審査タスクフォースを筆頭に審査能力の強化の必要性を提唱しており、リスク事項の特定および検討を促進するためのリスク管理シート（Risk Management Framework、以下、「RMF」と言う。）の使用を推奨してきた。先方政府との協議の場であるファクト・ファイディング・ミッションや審査よりも早期段階から検討することで、組織内でのリスクに係る共通認識の形成が容易となり、ひいては審査の質の向上に寄与することが想定されることから、協力準備調査の中でRMFを作成する。

（19）必要な安全対策措置の確認

工事中及び工事完了後に必要となる安全対策措置について検討する。特に、設計段階において安全対策を十分に検討し、その過程ではケニアの関係機関からもヒアリングを行う。具体的な安全対策はプロポーサルにて提案する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

インセプション・レポートを除く各報告書の巻頭には 10 ページ程度にとりまとめた要約を含めることとし、各要約の冒頭にページの色を変えた要旨を含めること。また、各報告書のケニア国政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、説明の上、その内容について了承を得るものとする。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカー等によるチェックを十分に行うこと。

1) インセプション・レポート

提出時期：調査開始後 10 日以内

部数：英文 15 部（うち先方実施機関へ英文 10 部）

2) インテリム・レポート

提出時期：調査開始後 3 ヶ月後を目処

部数：英文 15 部、和文 2 部（うち先方実施機関へ英文 10 部）

3) プロGRESS・レポート

提出時期：調査開始後 5 ヶ月後を目処

部数：英文 15 部、和文 2 部（うち先方実施機関へ英文 10 部）

4) ドラフト・ファイナルレポート

提出時期：調査開始後 8 ヶ月後を目処

部数：英文 15 部、和文 5 部（うち先方実施機関へ英文 10 部）

5) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：調査結果の全体成果をとりまとめたもの。

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに関する先方実施機関のコメント受領後 1 ヶ月以内

部数：英文 15 部／簡易製本版 10 部/要約 15 部（うち先方実施機関へ各 10 部）、和文 5 部／簡易製本版 5 部/要約 5 部

電子データ版：2 セット（うち先方実施機関へ 1 セット）。CD-ROM にインストールしたもの。

(2) その他の提出物

ア 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録 (M/M) を作成し、JICA に速やかに提出する。JICA 事務所におけるミーティングについても同様と

する。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、5日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を JICA に提出する。

イ 調査業務報告書

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに JICA に提出する。

ウ 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを JICA（現地調査の場合は JICA 在外事務所長も含む）に速やかに提出する。

エ その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

（3）成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、プログレスレポート、及びドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年11月下旬より国内事前準備を開始し、2016年12月上旬より現地調査を行う。この間、業務量の目安に応じて国内解析を実施する。2017年2月下旬にインテリム・レポート、2017年4月を目処にプロGRESS・レポートを提出し、2017年7月中旬にドラフト・ファイナル・レポートを提出する。2017年11月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。なお、契約期間としては2016年11月下旬から2017年12月下旬を目処としているが、上記はJICAが想定するスケジュールであり、現地調査の進捗状況により変更の可能性がある。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計 約70.8 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成分野は以下を想定している。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- ・ 総括/港湾計画 (1号)
- ・ 経済特別区開発 (2号)
- ・ 施設計画 (電力供給)
- ・ 施設計画 (排水/洪水対策)
- ・ 施設計画 (港湾施設)
- ・ 施設計画 (道路)
- ・ 施設計画 (給水・下水処理)
- ・ 航路浚渫
- ・ 泊地・航路埋没予測
- ・ 荷役機械計画
- ・ 港湾運営管理
- ・ 自然条件調査 (地質調査、深淺測量等)
- ・ 環境配慮
- ・ 社会配慮
- ・ 組織強化/ 制度構築
- ・ 産業振興・投資促進

- ・土地利用計画・造成計画
- ・経済・財務分析
- ・施工計画/積算
- ・業務調整/ 経済特別区開発補助

3. ケニア側便宜供与内容

事務所スペースの貸与。

4. 公開資料

ア モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VW02040115/EA21E314A712E44C49257C230079DC98?OpenDocument>

イ モンバサ・ドンゴクンドゥ港開発計画策定支援プロジェクト

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023974.html>

5. 調査用資機材

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

コンサルタントは、調査遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含める。

6. 現地再委託

現地再委託項目については、以下の業務を認めることとする。特に地質調査については技術力の確かな業者を選定し、調査の質を確保するよう留意すること。

- ・ 自然条件調査（地形・地質・土質・水文・水質・深淺測量・底質状況・流況）
※ただし、SEZ M/P及び港湾M/Pで実施した自然条件調査と重複のないよう留意する。
- ・ 環境社会配慮現地調査

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザル

では、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。なお、現地再委託経費は本見積りに計上すること。

7. 安全管理

現地作業期間中には安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所、在ケニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制にし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち渡航予定業務従事者全員を「たびレジ」に登録すること。

8. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施する事が出来る。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

9. 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

